

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当(児扶)の現況届・特別児童扶養手当(特児)の

所得状況届は、引き続き手当を受けられるか審査するためのものです。手当を受給している人は、**届け出をしないと支給が停止**されます。忘れずに提出してください。児扶受給者には7月下旬、特児受給者には8月上旬に通知を郵送しました。ご確認ください。

▼提出期間

児扶：8月1日(金)～22日(金)
特児：8月12日(火)～22日(金)

※開庁時間に限ります。

※窓口での混雑を避けるため、なるべく駒寄地区の人は**偶数日**、明治地区の人は**奇数日**にお越しください。ご協力お願いします。

▼提出するもの

①児扶：現況届

特児：所得状況届

②手当証書(児扶受給者のみ)

③その他必要に応じた書類

児童扶養手当

母子・父子家庭や父母のいない児童などの生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。

次の①～⑨のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。障害児の場合には20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父・母または養育者に支給されます。

※父は生計も同一である必要があります。

※支給額は、前年の所得に応じて決定されます。

①父母が離婚した

②父または母が死亡した

③父または母が重度の障害の状態にある

④父または母の生死が明らかでない



支給額(月額)

子どもの人数	全部支給	一部支給
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人目以降の加算額 (1人当たり)	11,030円	11,020円～5,520円

- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで懐胎した
- ⑨父・母ともに不明である(孤児など)

特別児童扶養手当

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

▼支給額(月額)

1級 56,800円
2級 37,830円

△支給されないケース

- 児童が児童福祉施設などに入所している。(児扶・特児)
- 異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある。(児扶)
- 児童が障害を事由とする公的年金の対象者である。(特児)
- ※一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。その他にも支給されない場合があります。
- ※いずれの手当も、受給するためには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼提出・申請・問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援室

☎ 26・2248(直通)



保育施設などの利用料の無償化について

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する児童の保護者に対して、上限額の範囲内で利用料を無償化します。

※入会金、通園送迎費、食材料費、行事費などは除きます。

※保育施設や一時預かりなどについては、利用料をいったん施設などへお支払いいただきます。その後、町に請求の手続きをしていただきます(償還払い)。

●対象となる児童

町在住で、保育所・認定こども園(保育所として利用)・企業主導型保育事業を利用していない、保育の必要性の認定を受けた世帯の児童

対象となる児童の年齢と利用上限額

4月1日時点の年齢	上限額
3～5歳	月額37,000円
0～2歳	月額42,000円

●保育の必要性の認定について

無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を事前に受ける必要があります。保育の必要性の認定を受ける前に利用した利用料については対象となりませんので、**必ず事前に認定を受けてください。**

※さかのぼって申請を行うことはできません。

●認定を受けるための要件

施設(事業)の利用開始日に町に居住し、保護者が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する人

- ・1カ月に64時間以上仕事をしている
- ・妊娠中または出産後である(出産前2カ月から出産後2カ月の間)
- ・病気やけがをしているか、心身に障害がある
- ・同居または長期入院などの親族の介護・看護にあたっている
- ・火災、風水害、地震などの災害復旧にあたっている
- ・仕事を継続的に探している(認定は90日間)
- ・学校に在学しているまたは職業訓練を受けている
- ・虐待やDVIによる
- ・その他、特別な事情により保育を必要とする

●認定の申請方法

申請書に保育の必要性確認書類(就労証明書、看護(介護)申立書、母子健康手帳のコピーなど)を添付のうえ、認定を希望する月の前月25日まで(㊥・㊦・㊧の場合前開庁日まで)に子育て支援室(保健センター内)に提出してください。

※申請書は、子育て支援室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

申請・問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)

ハーフバースデーを開催します

生後半生のお誕生日を
みんなで楽しくお祝いしましょう!
ベビーダンスで親と子のスキンシップをとりながら、
離乳食や育児の悩みなどを同月齢のみんなで共有しませんか?

●日時 9月16日㊦ 9:30～11:30

●場所 保健センター

●内容 ベビーダンス、座談会、記念写真が撮れるフォトコーナー

●対象 令和7年2月～3月生まれの子とその保護者

●定員 親子10組(定員になり次第終了となります。)

●申込期間 8月19日㊦～9月2日㊦

●申し込み方法

右記の二次元バーコードから
申し込んでください。

(8月19日㊦より受け付け開始)

❀申し込み・問い合わせ先❀

健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)



▲申し込みはこちら